

平成21年度 第1回 金沢市介護保険運営協議会

日 時：平成21年7月30日（木）
午後4時30分～6時00分
場 所：金沢市役所7階 全員協議会室

次 第

1 開 会

- (1) あいさつ
- (2) 新委員紹介
- (3) 会長、副会長選出

2 報 告

- (1) 長寿安心プランについて 資料1
- (2) 要介護認定等の方法の見直しについて 資料2
- (3) 介護報酬改定にかかる事業者影響調査実施について 資料3
- (4) その他 資料4
資料5

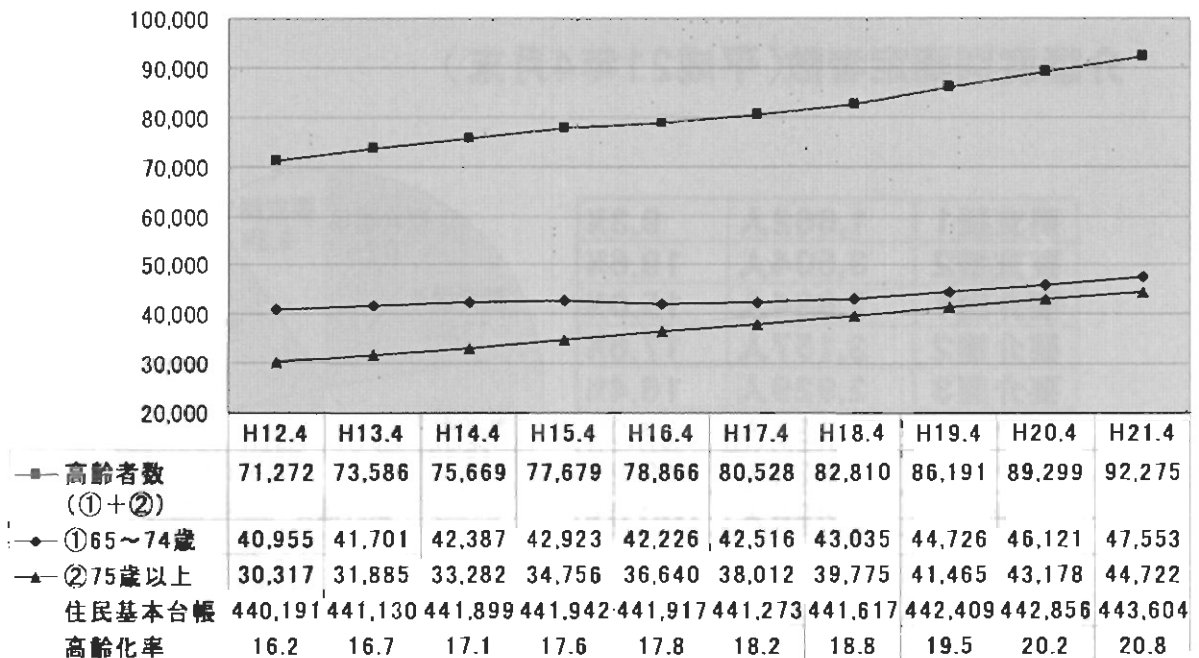
3 議 事

- (1) 苦情等専門部会、地域密着型専門部会、地域包括支援センター
専門部会及び長寿安心プランワーキングについて 資料6

4 閉 会

介護保険の実施状況

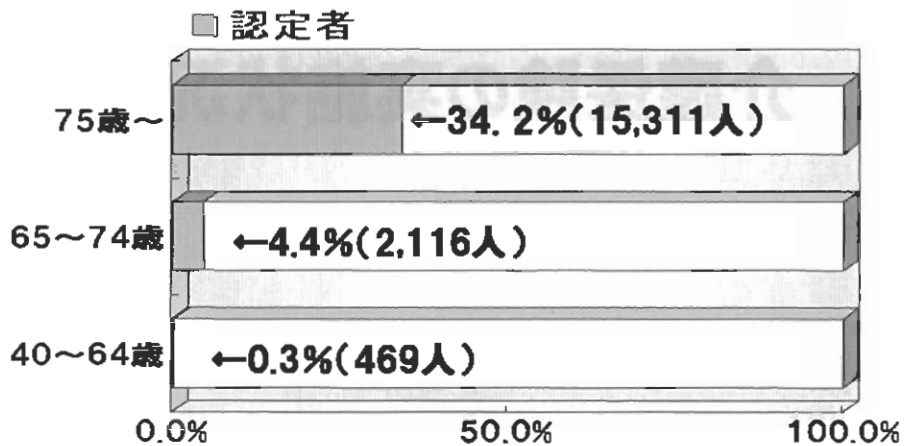
高齢化の状況と推移



※ 高齢者数は各月末の人数

要介護認定者の状況（平成21年4月末）

認定者数	認定者割合
17,896人	19.4%

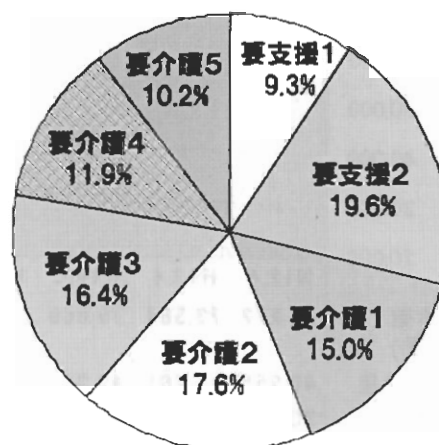


2

要介護認定状況

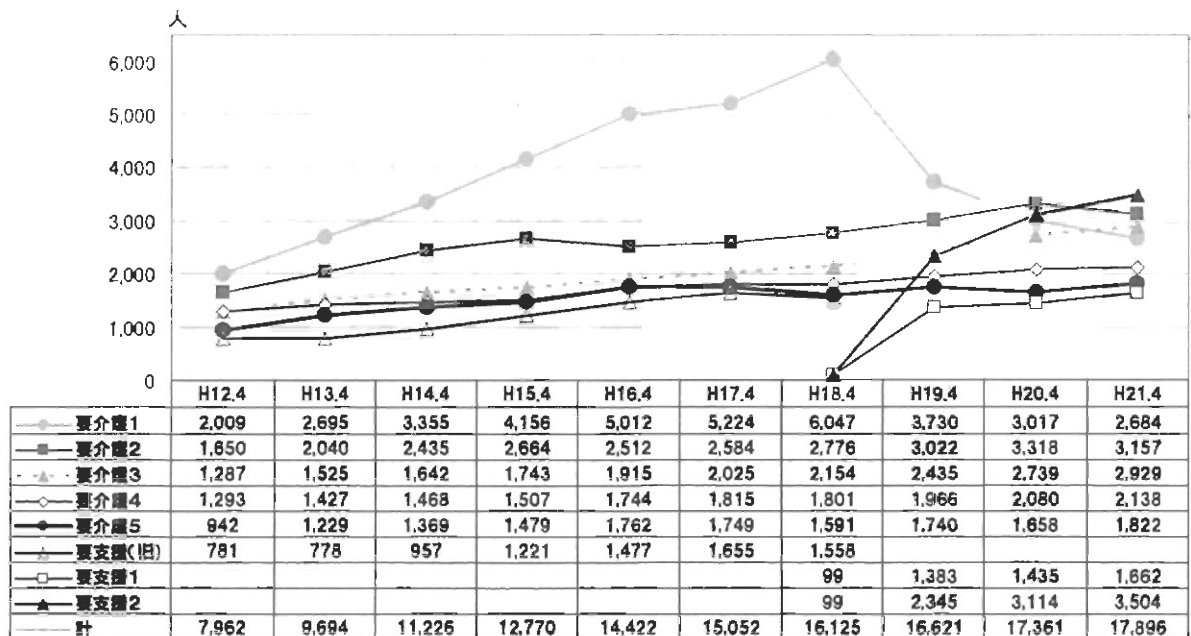
介護度別認定者数(平成21年4月末)

要支援1	1,662人	9.3%
要支援2	3,504人	19.6%
要介護1	2,684人	15.0%
要介護2	3,157人	17.6%
要介護3	2,929人	16.4%
要介護4	2,138人	12.0%
要介護5	1,822人	10.2%
計	17,896人	100.0%



3

要介護度別認定者数の推移



※認定者数は各月末の人数(H18年4月制度改正以降の区分は要支援1,2 要介護1~5)

4

サービス利用者数

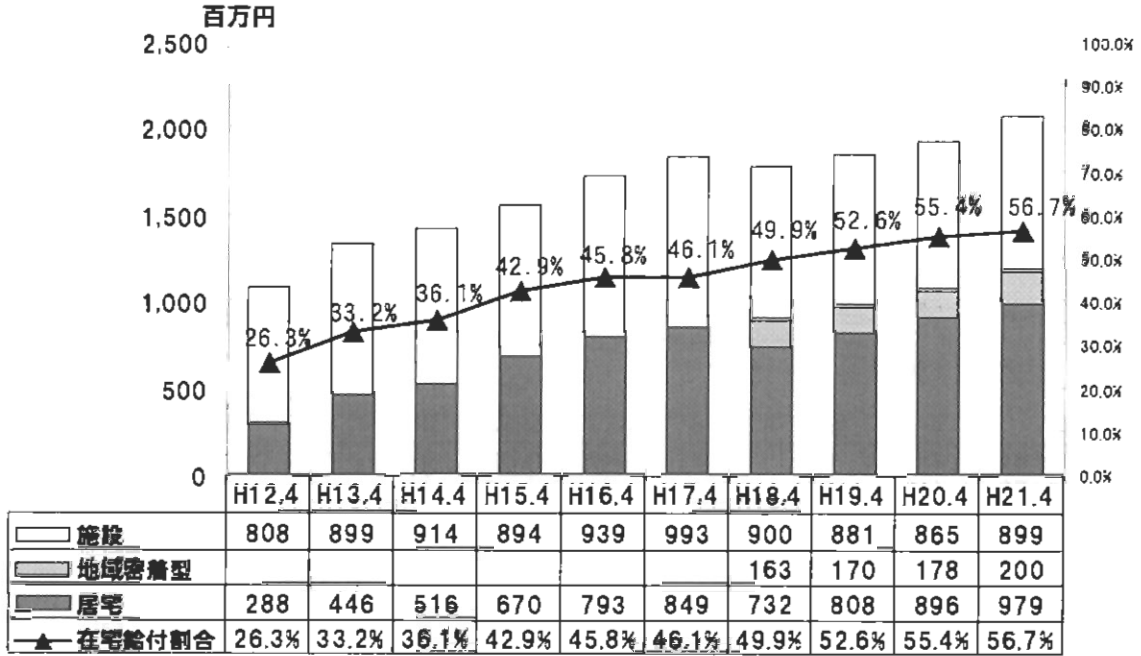
平成21年4月利用分 ()は平成20年4月利用分

区分	人数	構成比	備考
居宅	10,706人 (10,010人)	71.9% (71.3%)	訪問介護、通所介護、短期入所等
地域 密着型	937人 (835人)	6.3% (6.0%)	グループホーム等
施設	3,256人 (3,186人)	21.8% (22.7%)	内訳 特養 1,704人 (1,600人) 老健 1,172人 (1,141人) 療養型 386人 (456人)
計	14,899人 (14,031人)	100% (100%)	

※ 施設間の移動があるため、施設サービス利用者数と施設別の合計は一致しない

5

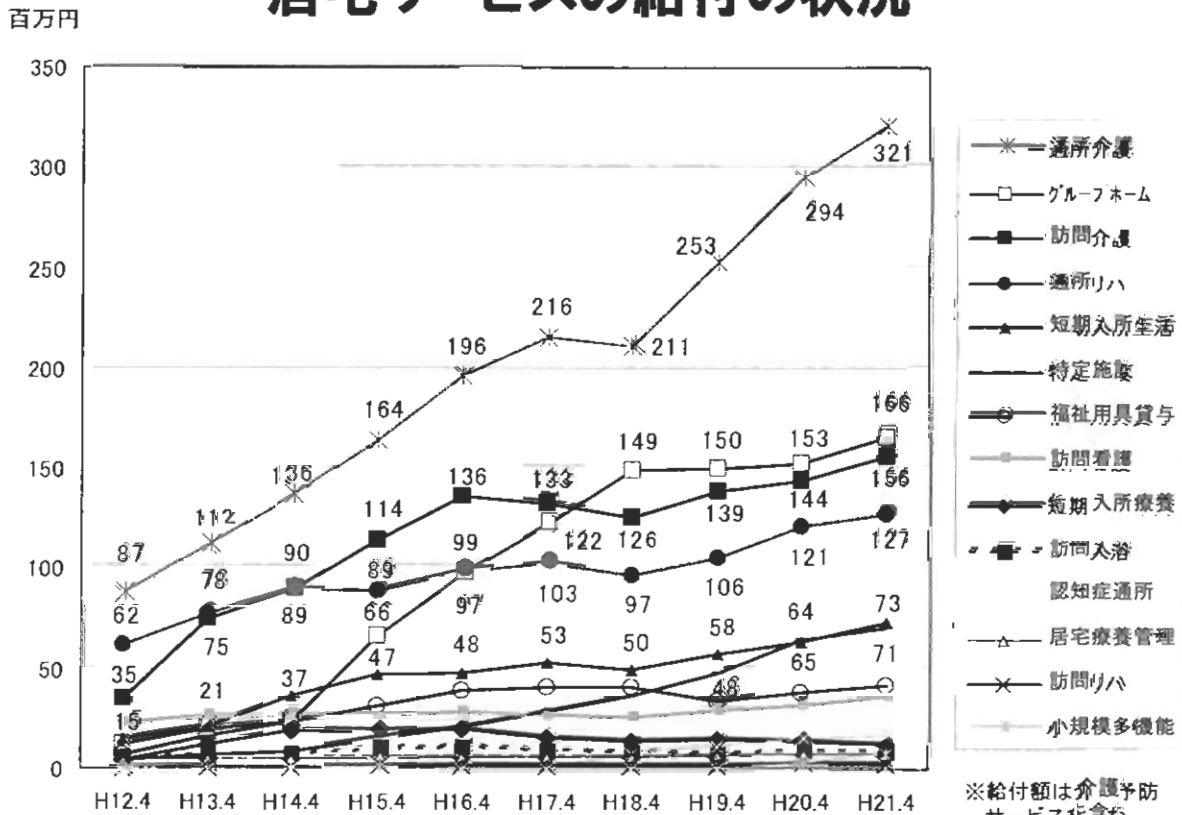
サービス給付の状況



※ 在宅給付割合には、認知症型対応通所介護、グループホームなど地域密着型を含む。

6

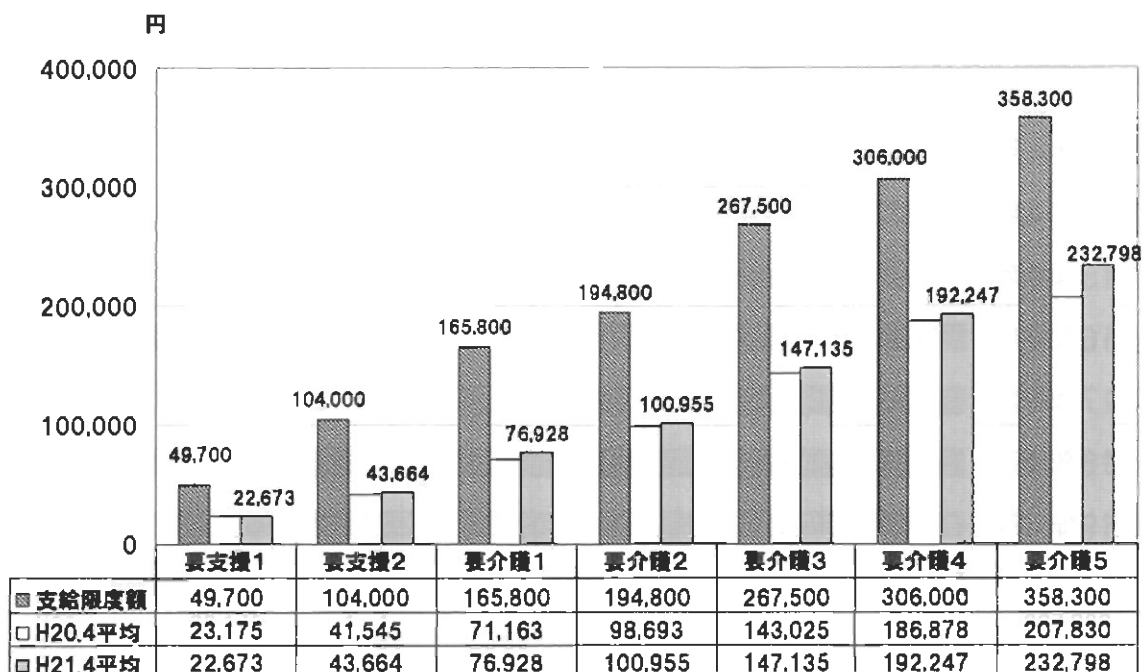
居宅サービスの給付の状況



※給付額は介護予防サービスを含む

7

居宅サービスの平均利用額



※ 訪問系・通所系を合わせた居宅サービスの平均利用額

8

支給限度額に対する居宅サービス利用割合

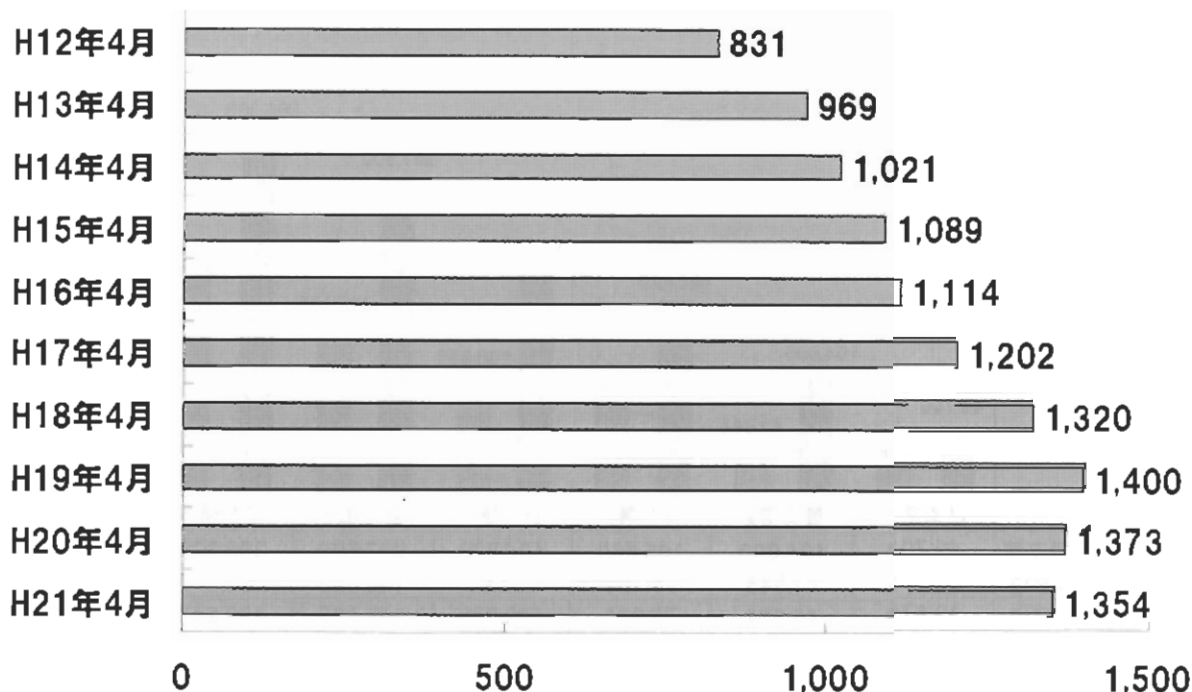
	要支援	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
H12.4月 平均利用	51.1%			32.5%	35.2%	41.6%	35.2%	35.4%	36.4%
H13.4月 平均利用	48.3%			33.8%	40.6%	43.4%	44.3%	45.2%	40.5%
H14.4月 平均利用	48.7%			35.6%	44.1%	48.9%	47.5%	51.2%	43.8%
H15.4月 平均利用	44.6%			35.3%	44.5%	49.7%	51.4%	54.6%	44.0%
H16.4月 平均利用	45.2%			35.4%	46.8%	50.3%	52.8%	55.1%	44.5%
H17.4月 平均利用	45.2%			36.4%	46.4%	51.3%	55.2%	53.7%	44.8%
H18.4月 平均利用	43.0%	40.4%	34.3%	33.5%	48.0%	48.1%	54.0%	56.8%	42.8%
H19.4月 平均利用		45.4%	39.1%	38.9%	47.6%	51.3%	56.5%	57.0%	47.0%
H20.4月 平均利用		46.6%	39.9%	42.9%	50.7%	53.5%	61.1%	58.0%	49.9%
H21.4月 平均利用		45.6%	42.0%	46.4%	51.8%	55.0%	62.8%	65.0%	52.4%

※ 居宅サービス利用割合 = 居宅サービス平均利用額 ÷ 支給限度額

9

事業所の参入状況

(事業所数)



10

指定事業所数

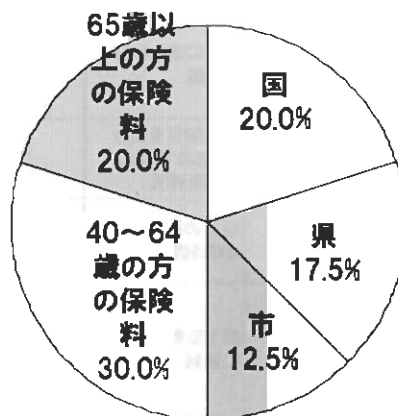
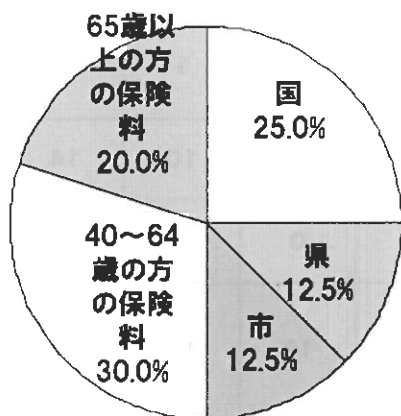
区分	平成20年4月事業所数		平成21年4月事業所数		差引(介護分)		
	介護	(予防)	介護	(予防)	増減	%	
居宅サービス	訪問介護	92	83	90	86	△ 2	△ 2.2
	訪問入浴	9	5	4	5	△ 5	△ 55.6
	訪問看護	172	170	172	170	0	0.0
	訪問リハビリテーション	95	95	94	94	△ 1	△ 1.1
	通所介護	108	104	114	110	6	5.6
	通所リハビリテーション	28	28	29	29	1	3.6
	短期入所生活介護	20	20	24	23	4	20.0
	短期入所療養介護	26	26	20	20	△ 6	△ 23.1
	特定施設入居者生活介護	8	5	8	5	0	0.0
	福祉用具貸与	56	42	41	39	△ 15	△ 26.8
	居宅療養管理指導	499	497	507	504	8	1.6
	居宅介護支援	135	19	119	19	△ 16	△ 11.9
	特定福祉用具販売	44	44	44	44	0	0.0
地域密着型サービス	認知症対応型通所介護	9	9	10	10	1	11.1
	認知症対応型共同生活介護	30	30	33	33	3	10.0
	介護老人福祉施設入居者生活介護	1		1		0	0.0
	小規模多機能型居宅介護	1	1	3	3	2	200.0
施設サービス	介護老人福祉施設(特養)	15		18		3	20.0
	介護老人保健施設(老健)	10		11		1	10.0
	介護療養型医療施設(療養型)	15		12		△ 3	△ 20.0
合計	1,373	1,178	1,354	1,194	△ 19	△ 1.4	

11

介護保険の財政

在宅サービス

施設サービス



利用者負担を除いた分について、
国、県、市の公費(1/2)と
40歳以上の方の保険料(1/2)で負担

12

第1号被保険者(65歳以上)の保険料

基準額(月額) 12～14年度 3,150円

15～17年度 3,930円

18～20年度 4,750円 (単位:円・人)

段階	所得段階区分	基準額に対する割合	21～23年度		21年6月 賦課人数
			年額	月額	
第1段階	生活保護受給者の方、老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税の方	基準額×0.4	22,800円	1,900円	1,465人
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.5	28,500円	2,370円	14,132人
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	基準額×0.7	39,900円	3,320円	11,284人
第4段階	市民税が課税されている世帯員がいるが、本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.85	48,450円	4,030円	14,229人
第5段階	市民税が課税されている世帯員がいるが、本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	基準額	57,000円	4,750円	12,165人
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額125万円未満の方	基準額×1.15	65,550円	5,460円	11,824人
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額200万円未満の方	基準額×1.25	71,250円	5,930円	11,814人
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額200万円以上500万円未満の方	基準額×1.5	85,500円	7,120円	11,971人
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額500万円以上の方	基準額×1.75	99,750円	8,310円	3,476人

13

保険料の減免状況

保険料の減免状況

対象となる方	減額される額	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
本人又は生計中心者が震災、風水害、火災などの災害により、財産に著しい損害を受けた場合	状況に応じた額を減額	0件	0件	0件	0件	0件	0件
生計中心者が死亡、障害、長期入院や事業体廃止、失業、不作為などにより、収入が著しく減少した場合	状況に応じた額を減額	0	0	0	1	0	0
拘禁または海外に居住していた場合	保険給付を受けることのできない期間を減免	3	1	13	10	14	14
本人又は生計中心者が債務の履行等により、保険料納付が困難な場合	収入の程度により減額	0	4	0	1	5	0
本人及び家族の収入の合計が年額65万円以下で、預貯金の合計が生活保護基準の1.2倍以下の場合 (生活保護受給者は対象外)	第1段階の半額に減額	11	20	19	16	16	17
本人及び家族の収入や預貯金の合計が生活保護基準の1.2倍以下の場合	第1段階に減額	54	61	63	98	63	68
合 計		68	86	96	126	98	99
	金額(円)	975,917	1,229,069	1,533,801	2,448,039	1,504,797	1,569,224
平成20年7月28日の大雨災害に伴う保険料減免	り災の状況と所得により減額					312	9,957,369

14

苦情や相談の対応状況

○苦情等専門部会における対応件数

<苦情申立>

18年度 1件 19年度 0件
20年度 0件

<苦情相談>

	要介護認定	ケアプラン	サービス提供	介護保険制度	その他	計
18年度	2件		6件	1件	1件	10件
19年度		2件	6件	1件	1件	10件
20年度			4件			4件

15

要介護認定等の方法の見直しについて

1. 見直しの経緯及び主な変更点

要介護認定のバラツキを減らし介護の手間をより正しく反映させるため、国において、平成19年度、20年度と要介護認定モデル事業を実施。全国3万件のデータを基に認定方法を検証し、平成21年4月申請分から認定方法を変更。

主な変更点

- ・コンピュータ判定に用いるデータを平成13年のデータから19年のデータに更新
- ・認定調査項目を82項目から74項目に変更（6増・14減）

2. 経過措置の実施について

4月13日、国において「要介護認定の見直しに係る検証・検討会」が開催され、利用者の不安を解消するための措置が必要ではないかとの意見等が出され、これを踏まえ、4月17日付で、厚生労働省老健局から経過措置についての通知が発出された。

(1) 経過措置の内容

更新認定の申請を行う方の意思確認を行い、希望する方について、更新前の要介護度に戻す経過措置を実施する。

(2) 経過措置の実施期間

見直し後の要介護認定についての検証が終了するまでの間

3. 経過措置適用の状況（5月末現在）

(1) 意思確認の状況(4月、5月申請分)

希望する	1,363人	・軽度になった場合、従来の要介護度に戻す。1,014人 ・重度になった場合、従来の要介護度に戻す。18人 ・重度になっても軽度になっても、従来の要介護度に戻す。331人
希望しない	242人	
計	1,605人	

(2) 経過措置適用の状況

5月審査分 893人のうち、223人に経過措置を適用

(内訳) 従来より軽度判定となり、経過措置を適用 197人
従来より重度判定となり、経過措置を適用 26人

4. 要介護認定の見直しに係る検証・検討会の開催状況

○7月13日 第2回検証・検討会開催

- 議題
- ・要介護認定の見直しに係る意見等について
 - ・要介護認定の見直しに関するヒアリングについて
 - ・要介護認定状況の集計結果について（第1次集計） 別紙参照

○7月28日 第3回検証・検討会開催

- 議題
- ・要介護認定状況の集計結果について（第2次集計）
 - ・要介護認定に関する分析等について

※認定調査項目の定義の修正（案）が示される。

修正項目

身体機能・起居動作

麻痺、拘縮の有無、座位保持、つめ切り、視力

生活機能

食事摂取、排尿、排便、外出頻度

精神・行動障害

物や衣類を壊す、ひどい物忘れ

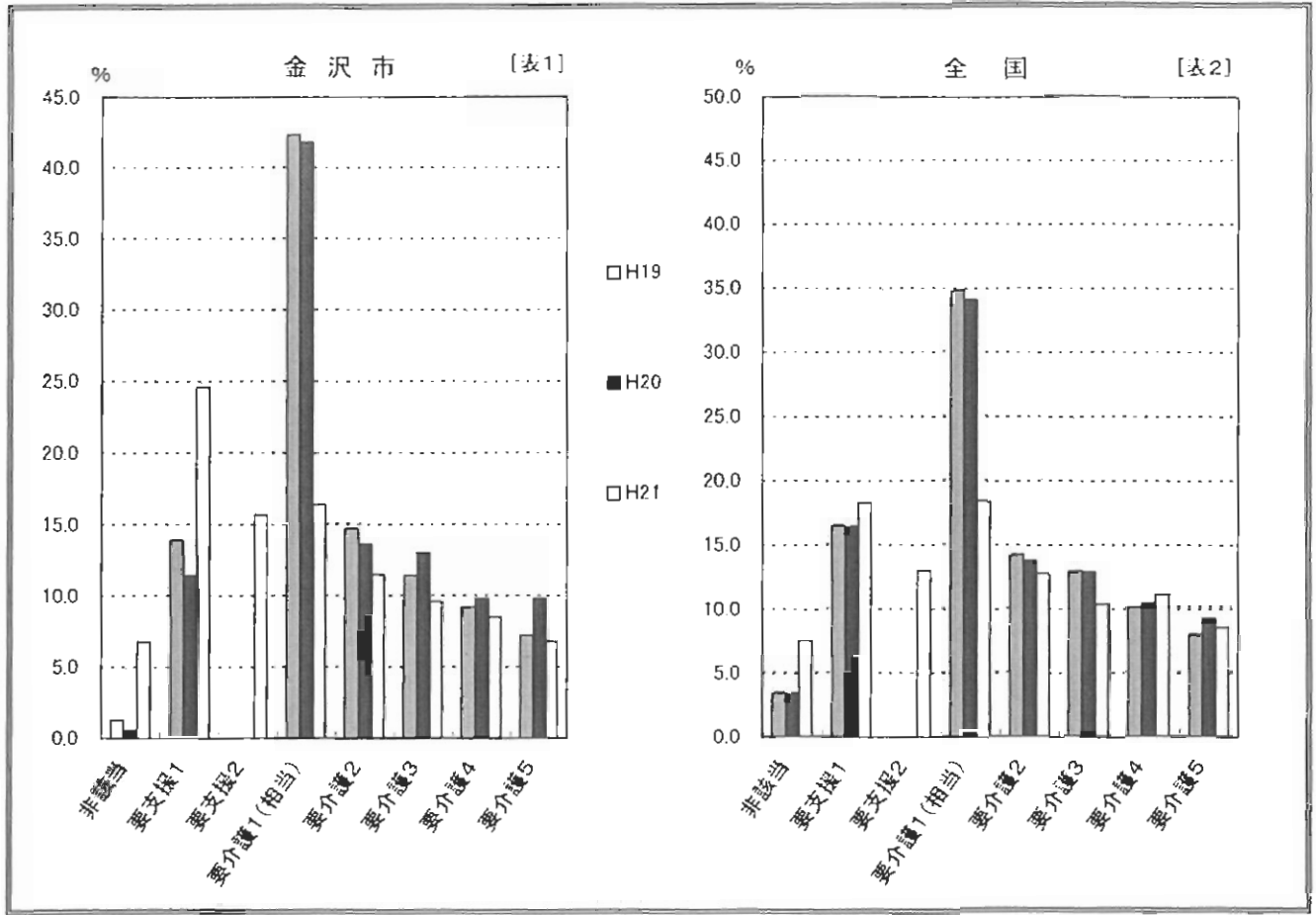
社会生活への適応

薬の内服

など

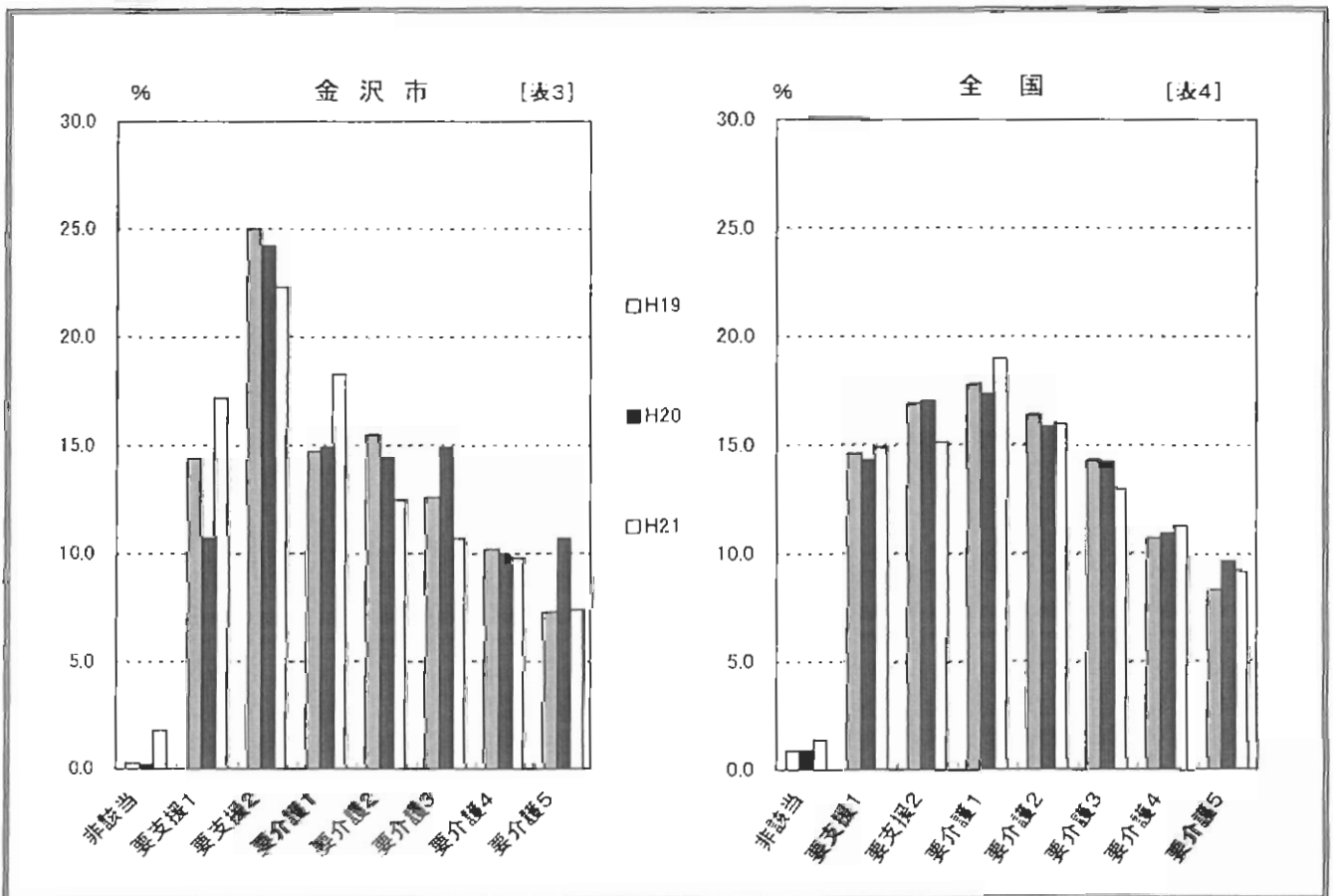
※10月1日(予定)以降の申請について、見直し後の方式による要介護認定を行い、経過措置については適用しない。こととされた。

◇ 一次判定結果の要介護度区分の比較(全体)



◇ 二次判定結果の要介護度区分の比較(全体)

* 更新申請者については、経過措置適用後のデータを使用



◇ 一次判定結果の要介護度区分の比較(全体)

(単位:%)

金沢市

[表1]

区分	H19	H20	H21
非該当	1.3	0.6	6.8
要支援1	13.9	11.4	24.6
要支援2			15.7
要介護1(相当)	42.3	41.8	16.4
要介護2	14.7	13.6	11.5
要介護3	11.4	13.0	9.6
要介護4	9.2	9.8	8.5
要介護5	7.2	9.8	6.8
合計	100.0	100.0	100.0

全国

[表2]

区分	H19	H20	H21
非該当	3.5	3.4	7.6
要支援1	16.5	16.4	18.3
要支援2			13.0
要介護1(相当)	34.8	34.0	18.4
要介護2	14.2	13.7	12.7
要介護3	12.9	12.8	10.3
要介護4	10.2	10.5	11.2
要介護5	8.0	9.2	8.5
合計	100.0	100.0	100.0

◇ 二次判定結果の要介護度区分の比較(全体)

金沢市

[表3]

区分	H19	H20	H21
非該当	0.3	0.2	1.8
要支援1	14.4	10.7	17.2
要支援2	25.0	24.2	22.3
要介護1	14.7	14.9	18.3
要介護2	15.5	14.4	12.5
要介護3	12.6	14.9	10.7
要介護4	10.2	10.0	9.8
要介護5	7.3	10.7	7.4
合計	100.0	100.0	100.0

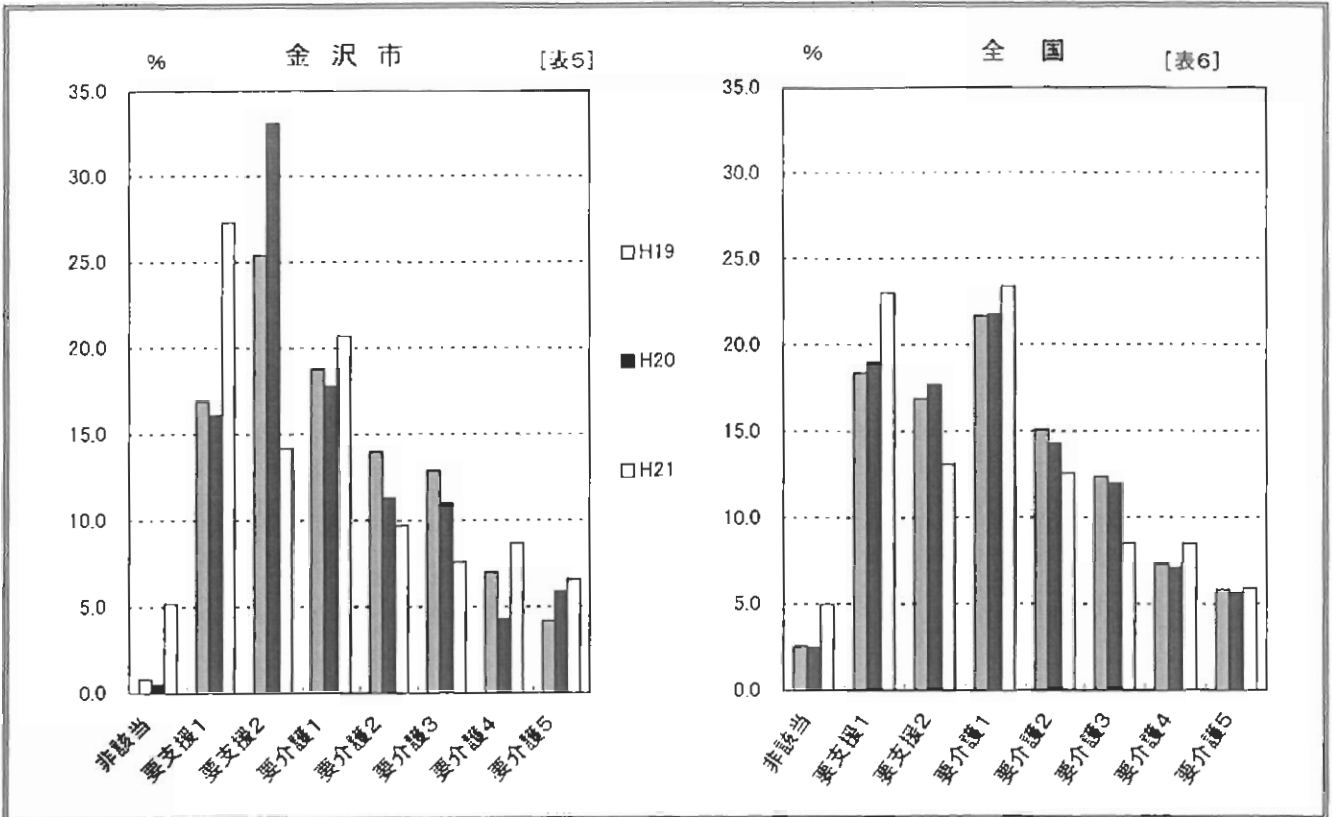
全国

[表4]

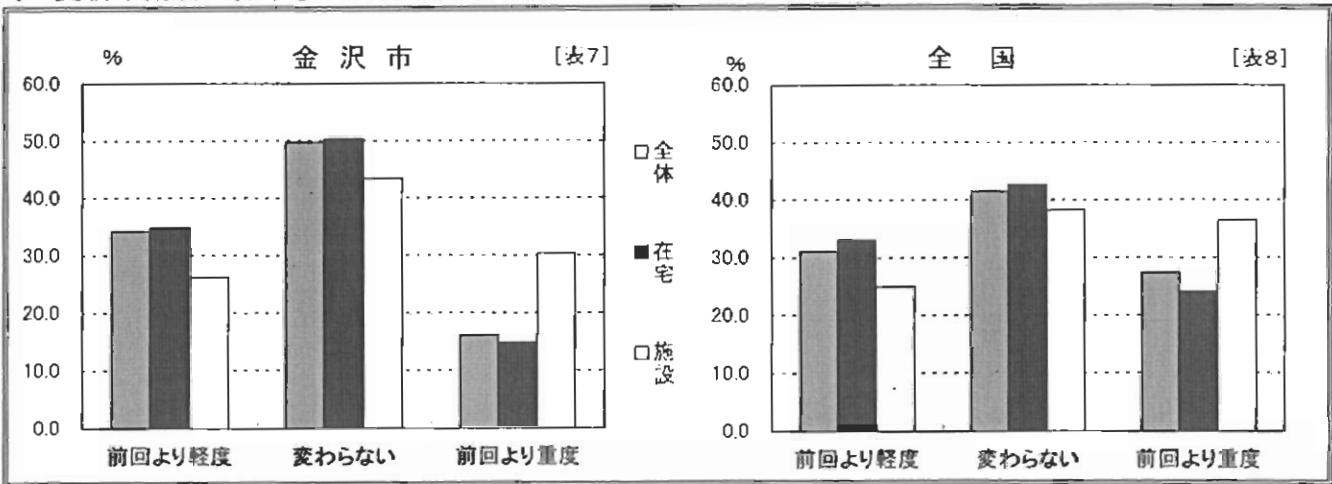
区分	H19	H20	H21
非該当	0.9	0.9	1.4
要支援1	14.6	14.3	14.9
要支援2	16.9	17.0	15.1
要介護1	17.8	17.3	19.0
要介護2	16.4	15.8	16.0
要介護3	14.3	14.2	13.0
要介護4	10.7	10.9	11.3
要介護5	8.3	9.6	9.2
合計	100.0	100.0	100.0

* 更新申請者については、経過措置適用後のデータを使用

◇ 二次判定結果の要介護度区分の比較(新規申請者)

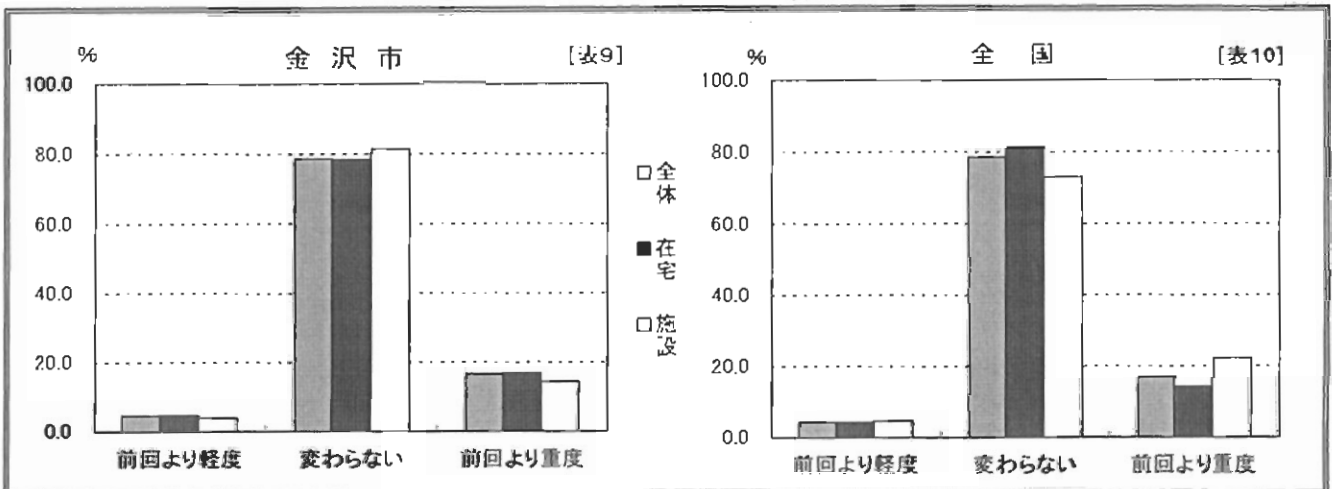


◇ 更新申請者における一次判定結果の前回一次判定結果との比較



◇ 更新申請者における二次判定結果の前回二次判定結果との比較

*更新申請者については、経過措置適用後のデータを使用



◇ 二次判定結果の要介護度区分の比較(新規申請者)

金沢市

[表5]

区分	H19	H20	H21
非該当	0.8	0.5	5.2
要支援1	16.9	16.1	27.3
要支援2	25.4	33.1	14.2
要介護1	18.8	17.8	20.7
要介護2	14.0	11.3	9.7
要介護3	12.9	11.0	7.6
要介護4	7.0	4.3	8.7
要介護5	4.2	5.9	6.6
合計	100.0	100.0	100.0

全国

[表6]

区分	H19	H20	H21
非該当	2.5	2.4	5.0
要支援1	18.4	19.0	23.0
要支援2	16.9	17.7	13.1
要介護1	21.7	21.8	23.4
要介護2	15.1	14.3	12.6
要介護3	12.4	12.0	8.5
要介護4	7.3	7.1	8.5
要介護5	5.8	5.6	5.9
合計	100.0	100.0	100.0

◇ 更新申請者における一次判定結果の前回一次判定結果との比較

金沢市

[表7]

区分	全体	在宅	施設
前回より軽度	34.2	34.9	26.3
変わらない	49.7	50.3	43.4
前回より重度	16.1	14.8	30.3
合計	100.0	100.0	100.0

全国

[表8]

区分	全体	在宅	施設
前回より軽度	31.1	33.1	25.1
変わらない	41.5	42.7	38.3
前回より重度	27.4	24.2	36.6
合計	100.0	100.0	100.0

◇ 更新申請者における二次判定結果の前回二次判定結果との比較

金沢市

[表9]

区分	全体	在宅	施設
前回より軽度	4.6	4.7	3.9
変わらない	78.7	78.4	81.6
前回より重度	16.7	16.9	14.5
合計	100.0	100.0	100.0

全国

[表10]

区分	全体	在宅	施設
前回より軽度	4.3	4.3	4.7
変わらない	78.7	81.4	73.0
前回より重度	17.0	14.3	22.3
合計	100.0	100.0	100.0

*更新申請者については、経過措置適用後のデータを使用

平成21年度介護報酬改定に係る介護サービス事業者影響調査実施について

1 目的

介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策として、介護報酬改定が3%引き上げられたことを踏まえ、この報酬改定の影響について実態把握するとともに、事業所経営の安定化への影響に関する現状を把握する。

2 調査内容

- (1) 職員の雇用状況について
- (2) 各事業所の加算の届出状況について
- (3) 報酬改定後の各事業所における給付費の変化（増・減）について
- (4) 各事業者における介護従事者の給与、賃金等の改定状況及び見通しについて
- (5) 代替職員の確保について

3 調査対象サービス

- (1) 居宅系サービス（医療系みなし事業所を除く）
訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、通所リハビリテーション、
短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、
居宅介護支援
- (2) 施設サービス
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設
- (3) 地域密着型サービス
認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護
地域密着型介護老人福祉施設

4 調査票

- (1) 介護報酬改定に係る事業者影響調査票（事業者ごと）
- (2) 事業所別基本調査票（サービスごと）

5 調査時期

平成21年6月15日（月）～30日（火）

5 回答状況 (速報 7月8日現在)

(1) 報酬改定前と比べて、給付実績(収入)に変化は見られるか。

増加した	4 件	2.9%
やや増加した	52 件	38.2%
変わらない	58 件	42.6%
やや減少した	7 件	5.1%
減少した	9 件	6.6%
わからない	6 件	4.4%
合 計	136 件	100.0%

(2) 報酬改定前と比べて、1人あたりのサービスの利用状況に変化は見られるか。

増加した	2 件	1.5%
やや増加した	16 件	11.8%
変わらない	100 件	73.5%
やや減少した	7 件	5.1%
減少した	1 件	0.7%
わからない	10 件	7.4%
合 計	136 件	100.0%

(3) 4月以降、職員の給与・賞金等を改定したか。

給与、報酬、賞金単価を引き上げ	35 件	25.7%
一時金(賞与)を支給	3 件	2.2%
その他手当を支給	15 件	11.0%
改定していない	78 件	57.4%
無回答	5 件	3.7%
合 計	136 件	100.0%

(4) 4月以降職員の給与・賞金を改定していない事業所における、今後の見通し。

今年度中に改定する予定(検討中含む)	13 件	(9.6%)
処遇改善交付金事業を見て、検討予定	18 件	(13.2%)
今のところ改定の予定はない	47 件	(34.6%)
合 計	78 件	(57.4%)



平成21年度介護報酬改定に係る事業者影響調査票

はじめに

介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策として、介護報酬改定が3%引き上げられたことを踏まえ、この報酬改定の影響について実態把握するとともに、事業所経営の安定化への影響に関する現状を把握することを目的としています。

本調査は、記名で回答していただきますが、記入いただくのは、記入事項について不明の点をお問い合わせするためのものです。

調査結果の公表は統計的に処理したもののみに関し、個別の事業所の回答内容について公表することはありません。事実や貴事業所のお考えをありのままご記入くださるよう、お願い申し上げます。

なお、誠に勝手ながら、平成21年6月30日（火）までにご回答いただきますようお願い申し上げます。

平成21年6月

金沢市福祉健康局介護保険課
〒920-8577
金沢市広坂1丁目1番1号
電話 220-2264
担当 坂井、今村

◇ 法人名称、事業所名称、回答責任者及び連絡先についてご記入願います。

法人の名称	
事業所の名称	
回答責任者氏名	
連絡先電話番号	

問 1 今回の報酬改定の影響についてお尋ねします。報酬改定前と比べて、該当するものに○を付けてください。

(1) 1月当たりの給付費請求実績(金額)には、変化が見られますか。

- ア. 増加した イ. やや増加した ウ. 変わらない
エ. やや減少した オ. 減少した カ. わからない

(2) 利用者1人あたりのサービス利用状況には、変化が見られますか。

- ア. 増加した イ. やや増加した ウ. 変わらない
エ. やや減少した オ. 減少した カ. わからない

問 2 今回の報酬改定を踏まえ、介護従事者の給与等の改定状況及び今後の見通しについてお尋ねします。該当するものに○を付けてください。

(1) 4月以降、職員の給与・賃金等を改定しましたか。

- ア. 給与、報酬、賃金単価を引き上げ (%程度) (月から)
イ. 一時金(賞与)を支給 (円程度) (月支給)
ウ. その他手当を支給 (具体的に)
エ. 改定していない

(2) 給与・賃金等の改定の対象とした職員は次のどの職種ですか。(複数回答可)

- ア. 介護職員(介護福祉士) イ. 介護職員(1級ヘルパー)
ウ. 介護職員(2級ヘルパー) エ. 看護師 オ. 介護支援専門員
カ. 生活相談員 キ. 機能訓練指導員(理学療法士等)
ク. その他 (具体的に)

(3) 上記の設問で、「オ. 改定していない」を選択された事業所は、今後、改定する見通しはありますか。

- ア. 今年度中に改定する(検討中)予定 (頃月から)
イ. 国の介護職員処遇改善交付金事業に関する石川県の通知を受け、検討する予定
ウ. 今のところ改定の予定はない

問3 代替職員の確保についてお尋ねします。該当するものに○を付けてください。

(1) 職員の長期休暇等に対応する代替職員を配置していますか。

ア. 配置している

イ. 常勤換算で職員が不足しなければ配置していない

(2) 上記の設問で、「ア. 配置している」を選択された事業所は、どのような場合に代替職員を配置していますか。(複数回答 可)

ア. 産前・産後休暇

イ. 育児休業

ウ. 病気休暇 (日以上)

エ. 介護休暇 (日以上)

オ. 看護休暇 (日以上)

カ. 研修受講 (日以上)

キ. その他 (具体的に)

(3) 上記の設問で、「イ. 常勤換算で職員が不足しなければ配置していない」を選択された事業所は、その理由は何ですか。(複数回答 可)

ア. 常勤換算で職員が不足しなければ代替職員配置は必要ないと考えているから

イ. 代替職員が見つからないから

ウ. 職員の時間外勤務で対応可能だから

エ. 経営上、人件費を増やしたくないから

オ. その他 (具体的に)

(4) 下記のどの場合、代替職員確保に関する支援策が必要であると思いますか。

ア. 産前・産後休暇

イ. 育児休業

ウ. 病気休暇 (日以上)

エ. 介護休暇 (日以上)

オ. 看護休暇 (日以上)

カ. 研修受講 (日以上)

キ. その他 (具体的に)

調査にご協力ありがとうございました。

■ 事業所の基本情報について記入してください。

事業所番号										11	訪問介護
事業所名											
事業開始	平成	年	月	日							
法人名											

■ 職員の雇用状況について記入してください。(基準日：H21.4.1)

平均在職年数	年	平均経歴年数	年	
職員区分	常勤職員		非常勤職員	
	専従	兼務		
介護職員	介護福祉士	人	人	人
	1級ヘルパー	人	人	人
	2級ヘルパー	人	人	人
	3級ヘルパー	人	人	人

■ 今回の報酬改定において、下記の加算が追加又は変更となりましたが、4月以降に算定した加算に○を付けてください。

◇ 訪問介護費

加算の種類	加算単位数
ア 中山間地域等における小規模事業所加算 *	+10/100
イ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100
ウ 緊急時訪問介護加算	1回につき+100単位
エ 初回加算	1月につき +200単位

◇ 介護予防訪問介護費

加算の種類	加算単位数
ア 中山間地域等における小規模事業所加算 *	+10/100
イ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100
ウ 初回加算	1月につき +200単位

*は、算出の必要な加算です。

■ 事業所の基本情報について記入してください。

事業所番号											12	訪問入浴介護
事業所名												
事業開始	平成	年	月	日								
法人名												

■ 職員の雇用状況について記入してください。(基準日：H21.4.1)

平均在職年数	年	平均経歴年数	年	
職員区分	常勤職員		非常勤職員	
	専従	兼務		
介護職員	介護福祉士	人	人	人
	1級ヘルパー	人	人	人
介護職員	介護福祉士	人	人	人
	2級ヘルパー	人	人	人

■ 今回の報酬改定において、下記の加算が追加又は変更となりましたが、4月以降に算定した加算に○を付けてください。

◇ 訪問入浴費

加算の種類	加算単位数
ア 中山間地域等における小規模事業所加算 *	+10/100
イ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100
ウ サービス提供体制強化加算	1回につき +24単位

◇ 介護予防訪問入浴費

加算の種類	加算単位数
ア 中山間地域等における小規模事業所加算 *	+10/100
イ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100
ウ サービス提供体制強化加算 *	1回につき +24単位

*は、算出の必要な加算です。

■ 事業所の基本情報について記入してください。

事業所番号											15	通所介護
事業所名												
事業開始	平成	年	月	日								
法人名												

■ 職員の雇用状況について記入してください。(基準日：H21.4.1)

平均在職年数	年	平均経歴年数	年	
職員区分	常勤職員		非常勤職員	
	専従	兼務		
介護職員	生活相談員	人	人	人
	看護師	人	人	人
	作業療法士	人	人	人
	言語聴覚士	人	人	人
介護職員	機能訓練指導員	人	人	人
	介護福祉士	人	人	人
	1級ヘルパー	人	人	人
	2級ヘルパー	人	人	人

■ 今回の報酬改定において、下記の加算が追加又は変更となりましたが、4月以降に算定した加算に○を付けてください。

◇ 通所介護費

加算の種類	加算単位数
ア 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100
イ 個別機能訓練加算(Ⅰ) *	1日につき+42単位
ウ 若年性認知症利用者受入加算 *	1日につき+60単位
エ 実費改善加算 *	1回につき +150単位 (月2回を限度)
オ サービス提供体制強化加算(Ⅰ) *	1回につき 12単位
カ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) *	1回につき 6単位
キ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) *	1回につき 6単位

◇ 介護予防通所介護費

加算の種類	加算単位数
ア 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100
イ 若年性認知症利用者受入加算 *	1月につき+240単位
ウ 実費改善加算 *	1月につき 150単位
エ サービス提供体制強化加算(Ⅰ) *	1月につき 要支援1:48単位 要支援2:96単位
オ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) *	1月につき 要支援1:24単位 要支援2:48単位

*は、算出の必要な加算です。

■ 事業所の基本情報について記入してください。

事業所番号											16	通所リハビリテーション
事業所名												
事業開始	平成	年	月	日								
法人名												

■ 職員の雇用状況について記入してください。(基準日：H21.4.1)

平均在職年数	年	平均経歴年数	年	
職員区分	常勤職員		非常勤職員	
	専従	兼務		
介護職員	医師	人	人	人
	理学療法士	人	人	人
	作業療法士	人	人	人
	言語聴覚士	人	人	人
介護職員	看護師	人	人	人
	作業療法士	人	人	人
	言語聴覚士	人	人	人
	介護福祉士	人	人	人
介護職員	介護福祉士	人	人	人
	1級ヘルパー	人	人	人
介護職員	介護福祉士	人	人	人
	2級ヘルパー	人	人	人

■ 今回の報酬改定において、下記の加算が追加又は変更となりましたが、4月以降に算定した加算に○を付けてください。

◇ 通所リハビリテーション費

加算の種類	加算単位数
ア 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100
イ 個別リハビリテーション加算 *	3月を超える場合1日につき+80単位 月13回を限度
ウ 認知症短期集中リハビリテーション実費加算 *	1日につき+240単位月2日を限度
エ 若年性認知症利用者受入加算 *	1日につき+60単位
オ 実費改善加算 *	1回につき+150単位月2回を限度
カ サービス提供体制強化加算(Ⅰ) *	1回につき 12単位を加算
キ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) *	1回につき 6単位を加算

◇ 介護予防通所リハビリテーション費

加算の種類	加算単位数
ア 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100
イ 若年性認知症利用者受入加算 *	1月につき+240単位
ウ 実費改善加算 *	1月につき 150単位を加算
エ サービス提供体制強化加算(Ⅰ) *	1月につき 要支援1:48単位 要支援2:96単位
オ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) *	1月につき 要支援1:24単位 要支援2:48単位

*は、算出の必要な加算です。

■ 事業所の基本情報について記入してください。

事業所番号						21	短期入所生活介護
事業所名							
事業開始	平成	年	月	日			
法人名							

■ 職員の雇用状況について記入してください。(基準日：H21.4.1)

平均在職年数	年	平均経歴年数	年
職員区分	常勤職員		非常勤職員
	専従	兼務	
医師	人	人	人
看護師	人	人	人
准看護師	人	人	人
栄養士	人	人	人
理学療法士	人	人	人
作業療法士	人	人	人
支援相談員	人	人	人
介護職員	介護福祉士		人
	1級ヘルパー		人
	2級ヘルパー		人

■ 今回の報酬改定において、下記の加算が追加又は重要となりましたが、4月以降に算定した加算に○を付けてください。

◇ 短期入所生活介護費

加算の種類	加算単位数
ア 夜勤職員配置加算 *	+13単位+18単位(ユニット型)
イ 認知症行動・心理症状緊急対応加算	+200単位(7日間を限度)
ウ 若年性認知症利用者受入加算 *	+120単位
エ サービス提供体制強化加算(Ⅰ) *	1日につき 12単位を加算
オ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) *	1日につき 6単位を加算
カ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) *	1日につき 6単位を加算

◇ 介護予防短期入所生活介護費

加算の種類	加算単位数
ア 認知症行動・心理症状緊急対応加算	1日につき +200単位(7日間を限度)
イ 若年性認知症利用者受入加算 *	1日につき +120単位
ウ サービス提供体制強化加算(Ⅰ) *	1日につき 12単位を加算
エ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) *	1日につき 6単位を加算
オ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) *	1日につき 6単位を加算

*ア、○は、算出の必要な加算です。

■ 事業所の基本情報について記入してください。

事業所番号						22	短期入所療養介護(看護)
事業所名							
事業開始	平成	年	月	日			
法人名							

■ 職員の雇用状況について記入してください。(基準日：H21.4.1)

平均在職年数	年	平均経歴年数	年
職員区分	常勤職員		非常勤職員
	専従	兼務	
医師	人	人	人
薬剤師	人	人	人
看護師	人	人	人
准看護師	人	人	人
栄養士	人	人	人
理学療法士	人	人	人
作業療法士	人	人	人
支援相談員	人	人	人
介護職員	介護福祉士		人
	1級ヘルパー		人
	2級ヘルパー		人

■ 今回の報酬改定において、下記の加算が追加又は重要となりましたが、4月以降に算定した加算に○を付けてください。

◇ 短期入所療養介護費(介護老人保健施設)

加算の種類	加算単位数
ア 夜勤職員配置加算 *	+24単位
イ 個別リハビリテーション実施加算 *	+240単位
ウ 認知症行動・心理症状緊急対応加算	+200単位(7日間を限度)
エ 若年性認知症利用者受入加算 *	+120単位
オ サービス提供体制強化加算(Ⅰ) *	1日につき 12単位を加算
カ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) *	1日につき 6単位を加算
キ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) *	1日につき 6単位を加算

◇ 介護予防短期入所療養介護費(介護老人保健施設)

加算の種類	加算単位数
ア 夜勤職員配置加算 *	1日につき+24単位
イ 個別リハビリテーション実施加算 *	1日につき+240単位
ウ 認知症行動・心理症状緊急対応加算	1日につき+200単位(7日間を限度)
エ 若年性認知症利用者受入加算 *	1日につき+120単位
オ サービス提供体制強化加算(Ⅰ) *	1日につき 12単位を加算
カ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) *	1日につき 6単位を加算
キ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) *	1日につき 6単位を加算

*ア、○は、算出の必要な加算です。

■ 事業所の基本情報について記入してください。

事業所番号						23	短期入所療養介護(医療)
事業所名							
事業開始	平成	年	月	日			
法人名							

■ 職員の雇用状況について記入してください。(基準日：H21.4.1)

平均在職年数	年	平均経歴年数	年
職員区分	常勤職員		非常勤職員
	専従	兼務	
医師	人	人	人
薬剤師	人	人	人
看護師	人	人	人
准看護師	人	人	人
栄養士	人	人	人
理学療法士	人	人	人
作業療法士	人	人	人
支援相談員	人	人	人
介護職員	介護福祉士		人
	1級ヘルパー		人
	2級ヘルパー		人

■ 今回の報酬改定において、下記の加算が追加又は重要となりましたが、4月以降に算定した加算に○を付けてください。

◇ 短期入所療養介護費(療養病床)

加算の種類	加算単位数
ア 夜勤職員配置加算 *	夜間勤務等加算(Ⅰ)+23単位 夜間勤務等加算(Ⅱ)+14単位 夜間勤務等加算(Ⅲ)+14単位 夜間勤務等加算(Ⅳ)+7単位
イ 認知症行動・心理症状緊急対応加算	1日につき+200単位(7日間を限度)
ウ 若年性認知症利用者受入加算 *	1日につき+120単位
エ サービス提供体制強化加算(Ⅰ) *	1日につき 12単位を加算
オ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) *	1日につき 6単位を加算
カ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) *	1日につき 6単位を加算

◇ 介護予防短期入所療養介護費(療養病床)

加算の種類	加算単位数
ア 夜勤職員配置加算 *	夜間勤務等加算(Ⅰ)+23単位 夜間勤務等加算(Ⅱ)+14単位 夜間勤務等加算(Ⅲ)+14単位 夜間勤務等加算(Ⅳ)+7単位
イ 認知症行動・心理症状緊急対応加算	1日につき+200単位(7日間を限度)
ウ 若年性認知症利用者受入加算 *	1日につき+120単位
エ サービス提供体制強化加算(Ⅰ) *	1日につき 12単位を加算
オ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) *	1日につき 6単位を加算
カ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) *	1日につき 6単位を加算

*ア、○は、算出の必要な加算です。

■ 事業所の基本情報について記入してください。

事業所番号						32	認知症対応型共同生活介護
事業所名							
事業開始	平成	年	月	日			
法人名							

■ 職員の雇用状況について記入してください。(基準日：H21.4.1)

平均在職年数	年	平均経歴年数	年
職員区分	常勤職員		非常勤職員
	専従	兼務	
看護師	人	人	人
准看護師	人	人	人
生活相談員	人	人	人
介護支援専門員	人	人	人
介護職員	介護福祉士		人
	1級ヘルパー		人
	2級ヘルパー		人

■ 今回の報酬改定において、下記の加算が追加又は重要となりましたが、4月以降に算定した加算に○を付けてください。

◇ 認知症対応型共同生活介護

加算の種類	加算単位数
ア 夜間ケア加算 *	1日につき+25単位
イ 認知症行動・心理症状緊急対応加算	短期利用:1日につき+200単位(7日間を限度)
ウ 若年性認知症利用者受入加算 *	1日につき+120単位
エ 車椅子介助加算 *	1日につき+80単位(死亡前30日を限度)
オ 過去時相談援助加算	400単位を加算(利用者1人につき1回を限度)
カ 認知症専門ケア加算(Ⅰ) *	1日につき 3単位を加算
キ 認知症専門ケア加算(Ⅱ) *	1日につき 4単位を加算
ク サービス提供体制強化加算(Ⅰ) *	1日につき12単位を加算
ケ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) *	1日につき6単位を加算
コ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) *	1日につき6単位を加算

◇ 介護予防認知症対応型共同生活介護

加算の種類	加算単位数
ア 夜間ケア加算 *	2日につき+25単位
イ 認知症行動・心理症状緊急対応加算	短期利用:1日につき+200単位(7日間を限度)
ウ 若年性認知症利用者受入加算 *	1日につき+120単位
エ 過去時相談援助加算	400単位を加算(利用者1人につき1回を限度)
オ 認知症専門ケア加算(Ⅰ) *	1日につき 3単位を加算
カ 認知症専門ケア加算(Ⅱ) *	1日につき 4単位を加算
ク サービス提供体制強化加算(Ⅰ) *	1日につき12単位を加算
ケ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) *	1日につき6単位を加算
コ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) *	1日につき6単位を加算

*ア、○は、算出の必要な加算です。

■ 事業所の基本情報について記入してください。

事業所番号										33	特定施設入居者生活介護
事業所名											
事業開始	平成 年 月 日										
法人名											

■ 職員の雇用状況について記入してください。(基準日：H21.4.1)

平均在職年数	年	平均経験年数	年
職員区分	常勤職員		非常勤職員
	専従	兼務	
看護師	人	人	人
准看護師	人	人	人
機能訓練指導員	人	人	人
生活相談員	人	人	人
介護支援専門員	人	人	人
介護職員	介護福祉士	人	人
	1級ヘルパー	人	人
	2級ヘルパー	人	人

■ 今回の報酬改定において、下記の加算が追加又は変更となりましたが、4月以降に算定した加算に○を付けてください。

◇ 特定施設入居者生活介護費

加算の種類	加算単位数
ア 医療機関連携加算 *	1月につき+80単位
イ 障害者等支援加算	1日につき+20単位(外部サービス利用型)

◇ 介護予防特定施設入居者生活介護費

加算の種類	加算単位数
ア 医療機関連携加算 *	1月につき+80単位
イ 障害者等支援加算	1日につき+20単位(外部サービス利用型)

*は、届出の必要な加算です。

■ 事業所の基本情報について記入してください。

事業所番号											43	居宅介護支援
事業所名												
事業開始	平成 年 月 日											
法人名												

■ 職員の雇用状況について記入してください。(基準日：H21.4.1)

平均在職年数	年	平均経験年数	年
職員区分	常勤職員		非常勤職員
	専従	兼務	
介護支援専門員	人	人	人

■ 今回の報酬改定において、下記の加算が追加又は変更となりましたが、4月以降に算定した加算に○を付けてください。

加算の種類	加算単位数
ア 中山間地域等における小規模事業所加算 *	+10/100
イ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100
ウ 医療連携加算	1月につき +150単位
エ 通院・送迎加算(Ⅰ)	+400単位
オ 通院・送迎加算(Ⅱ)	+600単位
カ 認知症加算	1月につき +150単位
キ 独居高齢者加算	1月につき +150単位
ク 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	+300単位
ケ 特定事業所加算(Ⅰ)	1月につき +500単位
コ 特定事業所加算(Ⅱ)	1月につき +300単位

*は、届出の必要な加算です。

■ 事業所の基本情報について記入してください。

事業所番号											51	介護老人保健施設
事業所名												
事業開始	平成 年 月 日											
法人名												

■ 職員の雇用状況について記入してください。(基準日：H21.4.1)

平均在職年数	年	平均経験年数	年
職員区分	常勤職員		非常勤職員
	専従	兼務	
医師	人	人	人
看護師	人	人	人
准看護師	人	人	人
栄養士	人	人	人
機能訓練指導員	人	人	人
生活相談員	人	人	人
介護職員	介護福祉士	人	人
	1級ヘルパー	人	人
	2級ヘルパー	人	人

■ 今回の報酬改定において、下記の加算が追加又は変更となりましたが、4月以降に算定した加算に○を付けてください。

加算の種類	加算単位数
ア 日常生活機能支援加算 *	1日につき+22単位
イ 看護体制加算(Ⅰ) *	入所定員31人以上50人以下6単位 入所定員50人又は51人以上4単位
ク 看護体制加算(Ⅱ) *	入所定員31人以上50人以下3単位 入所定員50人又は51人以上8単位 入所定員31人以上50人以下22単位 入所定員50人又は51人以上13単位
エ 夜勤職員配置加算 *	1日につき+120単位
オ 若年性認知症利用者受入加算 *	1日につき 30単位を加算
カ 口腔機能維持管理加算	1月につき 30単位を加算
キ サービス提供体制強化加算(Ⅰ) *	1日につき12単位を加算
ク サービス提供体制強化加算(Ⅱ) *	1日につき6単位を加算
ケ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) *	1日につき6単位を加算

*は、届出の必要な加算です。

■ 事業所の基本情報について記入してください。

事業所番号											52	介護老人保健施設
事業所名												
事業開始	平成 年 月 日											
法人名												

■ 職員の雇用状況について記入してください。(基準日：H21.4.1)

平均在職年数	年	平均経験年数	年
職員区分	常勤職員		非常勤職員
	専従	兼務	
医師	人	人	人
薬剤師	人	人	人
看護師	人	人	人
准看護師	人	人	人
栄養士	人	人	人
理学療法士	人	人	人
作業療法士	人	人	人
支援相談員	人	人	人
介護職員	介護福祉士	人	人
	1級ヘルパー	人	人
	2級ヘルパー	人	人

■ 今回の報酬改定において、下記の加算が追加又は変更となりましたが、4月以降に算定した加算に○を付けてください。

加算の種類	加算単位数
ア 夜勤職員配置加算 *	1日につき+24単位
イ 若年性認知症入所者受入加算 *	1日につき+120単位
ウ ターミナルケア加算○ *	1日につき 200単位を加算
エ ターミナルケア加算○ *	1日につき 315単位を加算
オ 口腔機能維持管理加算	1月につき 30単位を加算
カ 認知症専門ケア加算(Ⅰ) *	1日につき 3単位を加算
キ 認知症専門ケア加算(Ⅱ) *	1日につき 4単位を加算
ク 認知症情報連携加算	1回あたり 350単位を加算
ケ サービス提供体制強化加算(Ⅰ) *	1日につき 12単位を加算
コ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) *	1日につき 6単位を加算
サ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) *	1日につき 6単位を加算

*は、届出の必要な加算です。

■ 事業所の基本情報について記入してください。

事業所番号						53	介護療養型医療施設
事業所名							
事業開始	平成	年	月	日			
法人名							

■ 職員の雇用状況について記入してください。(基準日：H21.4.1)

職員区分	常勤職員		非常勤職員
	専従	兼務	
医師	人	人	人
薬剤師	人	人	人
看護師	人	人	人
准看護師	人	人	人
栄養士	人	人	人
理学療法士	人	人	人
作業療法士	人	人	人
支援相談員	人	人	人
介護職員	人		人
1級ヘルパー	人	人	人
2級ヘルパー	人	人	人

■ 今回の報酬改定において、下記の加算が追加又は変更となりましたが、4月以降に算定した加算に○を付けてください。

加算の種類	加算単位数
ア 若年性認知症患者受入加算 *	+120単位
イ 口腔機能維持管理加算 *	1月につき 30単位を加算
ウ 認知症専門ケア加算 (Ⅰ) *	1日につき 3単位を加算
エ 認知症専門ケア加算 (Ⅱ) *	1日につき 4単位を加算
オ サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) *	1日につき 12単位を加算
カ サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) *	1日につき 6単位を加算
キ サービス提供体制強化加算 (Ⅲ) *	1日につき 6単位を加算

*は、提出の必要な加算です。

■ 事業所の基本情報について記入してください。

事業所番号						72	認知症対応型通所介護
事業所名							
事業開始	平成	年	月	日			
法人名							

■ 職員の雇用状況について記入してください。(基準日：H21.4.1)

職員区分	常勤職員		非常勤職員
	専従	兼務	
生活相談員	人	人	人
看護師	人	人	人
准看護師	人	人	人
機能訓練指導員	人	人	人
介護職員	人		人
1級ヘルパー	人	人	人
2級ヘルパー	人	人	人

■ 今回の報酬改定において、下記の加算が追加又は変更となりましたが、4月以降に算定した加算に○を付けてください。

◇ 認知症対応型通所介護費

加算の種類	加算単位数
ア 若年性認知症患者受入加算 *	1日につき+60単位
イ 栄養改善加算 *	1回につき+150単位(月2回を限度)
ウ 口腔機能向上加算 *	1回につき+150単位(月2回を限度)
エ サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) *	1回につき12単位を加算
オ サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) *	1回につき6単位を加算

◇ 介護予防認知症対応型通所介護費

加算の種類	加算単位数
ア 若年性認知症患者受入加算 *	1日につき+60単位
イ 栄養改善加算 *	1回につき+150単位(月2回を限度)
ウ 口腔機能向上加算 *	1回につき+150単位(月2回を限度)
エ サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) *	1回につき12単位を加算
オ サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) *	1回につき6単位を加算

*は、提出の必要な加算です。

■ 事業所の基本情報について記入してください。

事業所番号						54	地域密着型介護老人福祉施設
事業所名							
事業開始	平成	年	月	日			
法人名							

■ 職員の雇用状況について記入してください。(基準日：H21.4.1)

職員区分	常勤職員		非常勤職員
	専従	兼務	
医師	人	人	人
看護師	人	人	人
准看護師	人	人	人
栄養士	人	人	人
機能訓練指導員	人	人	人
生活相談員	人	人	人
介護職員	人		人
1級ヘルパー	人	人	人
2級ヘルパー	人	人	人

■ 今回の報酬改定において、下記の加算が追加又は変更となりましたが、4月以降に算定した加算に○を付けてください。

加算の種類	加算単位数
ア 日常生活機能支援加算 *	1日につき+22単位
イ 看護体制加算 (Ⅰ) *	1日につき 12単位を加算
ウ 看護体制加算 (Ⅱ) *	1日につき 23単位を加算
エ 夜勤職員配置加算 *	1日につき 単ユニット型+41単位 ユニット型+46単位
オ 若年性認知症患者受入加算 *	1日につき+120単位
カ 認知症専門ケア加算 (Ⅰ) *	1日につき 3単位を加算
キ 認知症専門ケア加算 (Ⅱ) *	1日につき 4単位を加算
ク サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) *	1日につき12単位を加算
ケ サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) *	1日につき6単位を加算
コ サービス提供体制強化加算 (Ⅲ) *	1日につき6単位を加算

*は、提出の必要な加算です。

■ 事業所の基本情報について記入してください。

事業所番号						73	小規模多機能型居宅介護
事業所名							
事業開始	平成	年	月	日			
法人名							

■ 職員の雇用状況について記入してください。(基準日：H21.4.1)

職員区分	常勤職員		非常勤職員
	専従	兼務	
介護支援専門員	人	人	人
看護師	人	人	人
准看護師	人	人	人
介護職員	人		人
1級ヘルパー	人	人	人
2級ヘルパー	人	人	人

■ 今回の報酬改定において、下記の加算が追加又は変更となりましたが、4月以降に算定した加算に○を付けてください。

◇ 小規模多機能型居宅介護費

加算の種類	加算単位数
ア 減少サービスに対する減算	×70/100
イ 認知症加算 (Ⅰ) *	1月につき 800単位を加算
ウ 認知症加算 (Ⅱ) *	1月につき 500単位を加算
エ 看護職員配置加算 (Ⅰ) *	1月につき 900単位を加算
オ 看護職員配置加算 (Ⅱ) *	1月につき 700単位を加算
カ 事業開始時支援加算 (Ⅰ) *	1月につき 500単位を加算
キ 事業開始時支援加算 (Ⅱ) *	1月につき 300単位を加算
ク サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) *	1月につき12単位を加算
ケ サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) *	1月につき6単位を加算
コ サービス提供体制強化加算 (Ⅲ) *	1月につき6単位を加算

◇ 介護予防小規模多機能型居宅介護費

加算の種類	加算単位数
ア 減少サービスに対する減算	×70/100
イ 事業開始時支援加算 (Ⅰ) *	1月につき 500単位を加算
ウ 事業開始時支援加算 (Ⅱ) *	1月につき 300単位を加算
エ サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) *	1月につき12単位を加算
オ サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) *	1月につき6単位を加算
カ サービス提供体制強化加算 (Ⅲ) *	1月につき6単位を加算

*は、提出の必要な加算です。

お年寄り地域福祉支援センターの事業評価について

お年寄り地域福祉支援センター（19カ所）の事業の実施状況については、金沢市地域包括支援センター運営協議会が定期的に評価を実施することになっている。

平成20年度の事業の実施状況については下記のとおりであり、全体としては概ね良好に実施されていました。

記

1. 職員配置状況

- (1)各センターには主任ケアマネ、保健師および社会福祉士など有資格者各1名が配置されており、全センターとも配置基準を満たしている。
- (2)配置基準を上回る職員数を有するセンターは、前回調査において7センターであったが、14センターに増加した。この増員職員は福祉系や医療系の資格を有しており、相談業務等において即戦力になることが期待される。

2. 職員研修等職員の資質向上

- (1)各センターの職員は、県や市が実施する研修会を受講したほか、他の団体が主催する研修会など職員の資質向上に努めている。
- (2)研修記録や復命書等の整備状況については、前回調査においてほとんどのセンターで不十分であったが、14センターで改善がみられた。残り5センターについては研修資料を綴るのみであり、例えば受講者の所感や研修のポイントをレポートにまとめ供覧するなどして、職員間で情報を共有するよう提案した。

3. 設備状況

- (1)事務所の位置がわかりにくい3センターについて、表示看板の設置位置の工夫するよう導した。
- (2)各センターでは、相談者のプライバシーを保護するため、個室や衝立等により相談スペースを確保するものの、事務所で受ける電話対応や職員同士のやりとりが、相談者にそのまま聞こえることもあるため、注意を払うよう指導した。
- (3)苦情処理担当者名の掲示については、全センターで訪問者の見やすい場所に掲示されるよう改善された。

4. 介護予防ケアマネジメント（特定高齢者を対象としたケアプランの作成等）

- (1)特定高齢者を対象としたケアプランの作成については、概ね適正に作成されていた。
- (2)サービス利用前後における医療機関との連携、サービス事業者からのモニタリング、サービス利用後の総合評価等の面で十分とは言えない7センターについて指導を行った。

5. 総合相談業務

- (1)24時間の電話対応体制は、全センターで確保されていた。
- (2)相談票は、各センターで工夫して保管されていたが、50音順の見出し簿の作成などにより、迅速な検索と、センターで掌握している実人員などの統計が取りやすいものにするなど、具体的な方法を提案した。

6. 実態把握業務

- (1)前回調査において、3センターを除き訪問頻度の低い方に対する次回訪問の時期が明確されていなかった。今回の調査においては、各センターが工夫を凝らし、全センターで訪問時期を明確に管理するようになった。

7. 職種連携・虐待対応・処遇困難

- (1)経験の浅い職員には、ベテランの職員がつくようフォローするとともに、管理者が中心となり、他の職種や行政、民生委員、町会等との連携を持ちながら、解決に向けた対応を行っている。
- (2)医療機関との連携は十分とは言えない状況だと各包括も感じており、Drとの直接的な連携は難しくてもSW等と連絡することにより、連携を維持している。

8. 家族介護教室等の開催

- (1)教室は、5種類の教室（転倒予防・認知症予防・自立支援教室・地域自主活動支援教室・家族介護教室）を実施しすることになっているが、地域の要望もあり実施した教室に偏りがあるため、できるだけ均等な開催を依頼した。
- (2)外部講師を活用事例はまだ少ないため、包括連絡会では、全センターが協力して講師協力ボランティア一覧を作成したり、情報交換を行うなどの取り組みがみられる。

9. 運営懇談会の開催

- (1)運営懇談会委員に委嘱状を交付するセンターは、前回調査において4センターにとどまり、今回調査において16センターで実施されたものの、3センターについて未交付のままとなっており、引き続き指導を行った。
- (2)半数のセンターで、運営懇談会の記録の供覧が不十分であったが、今回の調査ではほとんどのセンターで整備されていることが確認できた。

<その他>

- (1)20年度は豪雨災害により、被災地区では高齢者の安否確認およびその後の生活を支えるために、走り回って活動してくれたことが評価できる。またその経験を活かし報告会を行ったりして、他のセンターのネットワークプランにも貢献したといえる。

金沢市お年寄り地域福祉支援センター 実地調査状況一覧表

<調査概要>

調査時期 H21. 1. 20～H21. 2. 3

調査員 長寿福祉課、健康総務課、3福祉健康センターより各1名

調査項目		補足説明
職員配置 勤務状況	職員の資格	主任ケアマネは全センターに配置されており、保健師は3人と少ないが、訪問看護等で経験を積んだ看護師を配置している。 経験年数3年以下の社会福祉士は8人、キャリア10年以上は5人と経験年数に差がみられるため、経験年数の浅い職員に対するフォロー体制が必要である。
	人員数	前回調査では、職員の配置基準を上回る包括が7カ所であったが、今回は14カ所に増えている。増員に対する現場の声は、ケアプランを作成できる人材を望んでいる。市としても今後の要支援認定者増に伴いケアプラン作成件数の増加が見込まれることから、各センターに対し増員を依頼している。
	健康診断	職員の健康診断は定期的に行われている。中途採用職員については、前事業所等に問い合わせ結果を確認している。
職員研修	研修記録と情報の共有	研修記録及び復命については適切に作成され、職員への供覧も行われ情報の共有も図られており改善が見られた(前回指導事項)。また、その内容もわかりやすくまとめられている。不十分な包括へは受講者の所感や、研修のポイントを押さえた形でレポートを作成し伝達研修を行うことをお願いした。
設備	面接時のプライバシー保護 (相談室の有無)	衝立等があっても、電話や話している内容が筒抜けになってしまうことが考えられるので、注意が必要。
介護予防 ケアマネジメント	インフォーマルサポートの活用	特定高齢者については活用が少ないが、高齢者全般に対する総合相談の中では、インフォーマルサポートの活用が図られている。
	医療機関との連携	医療機関との連携は十分とはいえず、特定高齢者など本人を通じて情報取得に努めている。
	事業者からのモニタリング及び指導	事業所との検討会や、面接や電話でモニタリングや指導を行っている。
総合相談	記録の管理	パソコンや見出し簿で管理するなど、前回よりそれぞれの包括で工夫されている。パソコンで検索用(50音)の見出し簿を作成しておけば、個別ケースをより早く見つけられるし、実人員等もすぐに出せることを指導。
	プライバシー保護への配慮	ファイルやPC画面が、受付窓口から近いところには、見えないように工夫することを指導。
実態把握	訪問の継続管理	必要に応じて管理している。ファイルにも付箋をつけるなどの工夫をしている。
職種連携 虐待対応 処遇困難	ケース検討等	3職種はもとより、場合によっては行政や民生委員や医療機関、事業者も集まって検討している。
	相談票	わかりやすい相談票がほとんどだが、管理を間違えると、個人情報であり、問題解決の元になるので注意するよう指導。
	ネットワーク会議等	認知症高齢者の対応策など、各包括でテーマを決めて、その年度で力を入れていることを中心に行っている。
教室の 開催	実施状況	高齢者の希望等により、転倒予防教室等が多く、地域住民活動支援教室は他の教室に比べて少ない。
	外部講師の活用	活用はしているが、件数は少ない。
運営 懇談会	記録の有無	前はあまり整備されていなかったが、今回は良くなっている。

指定市町村事務受託法人への委託事務(認定調査)実施状況

財団法人金沢市福祉サービス公社の認定調査実施者及び
そのうち、同法人が提供する居宅サービス等の利用者

	認定調査 実施者数	居宅サービス等 利用者数	割合
18年度	4,090	196 (127)	4.8% (3.1%)
19年度	8,502	655 (367)	7.7% (4.3%)
20年度	10,244	668 (387)	6.5% (3.8%)

()書きはお年寄り地域福祉支援センターいずみの
予防支援を除いた利用者

要介護認定にかかる認定調査を、指定市町村事務受託法人として
委託をしている場合、その事業者が認定調査を実施した人を自分の
事業所に誘導していないかどうかをチェックするという趣旨から、
法令により公表することとされているもの。
(介護保険法施行規則第34条の6第4項)

金沢市介護保険運営協議会組織図

